

事業主の皆様へ

「健康企業宣言」のご案内

この機会に「健康優良企業」を目指して、
企業全体で健康づくりに取り組んでみませんか！



東京都、健康保険組合東京連合会、協会けんぽ東京支部など関連13団体が「健康企業宣言東京推進協議会」を平成28年6月に発足させ、同協議会への参加団体が連携して、企業による健康経営・健康づくりの取組みを支援・普及・促進し、「健康企業宣言」に取り組む企業を「健康優良企業」として認定する取組みが始まりました。

当健康保険組合も、この「健康企業宣言」の普及・促進活動に参加することになりました。

これまで、実施してきた健康増進のための保健事業を通じて、「健康企業宣言」への参加事業所をサポートします。

1. 「健康企業宣言」とは？

東京都において、「健康企業宣言東京推進協議会」を発足させ、「健康企業宣言」の取組みを進めることとなり、当健康保険組合もこの取組みに参加することになりました。

「健康企業宣言」とは、健康優良企業を目指して、企業全体で健康づくりに取り組むことを宣言し、一定の成果を挙げた場合は「健康優良企業」として認定される制度のことです。

2. 「健康企業宣言」に取り組むメリットは？

- (1) 実施主体は、貴事業所となります。
- (2) 事業主が「健康企業宣言」をすることで、従業員と一体となって健康づくりに取り組める環境が生まれます。
- (3) 健康企業宣言に取り組むメリットとしては次のことが考えられます。
 - ① 従業員が健康になることで、生産性の向上に繋がることが期待されます。
 - ② 「健康企業宣言 宣言の証」や「健康優良企業 認定証」の社内掲示や対外的な広報等により、企業イメージの向上を図れます。
- (4) 専門家による支援が受けられます。

健康企業宣言の取組みに当たっては、専門家による支援として

東京商工会議所「健康経営アドバイザー制度」を利用することができます。

※「健康経営アドバイザー制度」については、東京商工会議所ホームページをご覧ください。



3. 募集開始時期は？

随時受付しています。

「健康企業宣言チェックシートStep1」（様式1）により自社における健康課題の確認を行い、「健康企業宣言Step1」応募用紙（様式2）を当健康保険組合へ提出してください。



4. 健康企業宣言東京推進協議会とは？

東京都内の（中小）企業による健康経営・健康づくりの取組みを支援・普及・促進し、健康企業宣言に取り組む企業等に対して、健康優良企業として認定することを目的として、参加機関が連携して推進する協議会です。

【参加機関】

- 医療保険者：健康保険組合連合会東京連合会、全国健康保険協会東京支部、国民健康保険組合東京協議会
- 経済団体：東京都商工会連合会、東京商工会議所、東京都商工会議所連合会
- 自治体：東京都
- 関係団体：東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都社保険労務士会、東京都中小企業診断士協会、東京都総合健康保険組合協議会、東京都総合組合保健施設振興協会



【問合せ先】
〒103-0027
東京都中央区日本橋2-1-14
日本橋加藤ビルディング7階
通信機器産業健康保険組合 企画課
TEL 03(3242)5454
FAX 03(3242)5303

健康企業宣言から健康優良企業認定までの手順

《 手 順 》

- 1. 健康企業宣言Step1」応募用紙を当健康保険組合へ提出する。**

事業所は「健康企業宣言チェックシートStep1」（様式1）により自社における健康課題の確認を行い、「健康企業宣言Step1」応募用紙（様式2）を当健康保険組合へ提出します。

※様式1における『健康保険組合のサポート』において、検討中となっているものについては、新年度（平成29年度）以降に公表しますので、予めご了承ください。
- 2. 健保連東京連合会が作成した『健康企業宣言Step1「宣言の証」』が交付されます。**

応募用紙を受理した当健康保険組合は、健保連東京連合会へ回送し、健保連東京連合会が作成した『健康企業宣言Step1「宣言の証」』（様式3）を健保組合経由で企業等へ交付します。
- 3. 「健康企業宣言Step1チェックシート」項目について取組みを実践します。**

事業所は、健康課題の項目を含め「健康企業宣言Step1チェックシート」に掲載の①から⑱までの質問項目について、改善・維持の取組みを実践します。
- 4. 「健康企業宣言実施結果レポート」に点数等を記入し、当健康保険組合へ報告します。**

事業所は、概ね1年経過後または達成基準である80点以上を獲得した場合は、「健康企業宣言実施結果レポート」（様式4）に点数等を記入し、当健康保険組合へ報告します。
- 5. 健保連東京連合会が審査等を行い、達成基準を満たしていると認めた場合は、「健康優良企業銀の認定証」が交付されます。**

健康企業宣言実施結果レポートを受理した当健康保険組合は、記入漏れ等のチェックを行い健保連東京連合会へ回送します。健保連東京連合会は、レポートの審査を行い、達成基準を満たしていると認めた場合は、「健康優良企業銀の認定証」（様式5）を作成し、健保組合経由で事業所へ交付します。この場合、Step1の取組みを継続するかStep2へチャレンジすることができます。達成基準を満たさなかった場合には、健康保険組合経由で「宣言の証」が交付されますので、継続して宣言行動に取り組むこととなります。
- 6. 「健康企業宣言」は辞退できます。**

健康企業宣言の取組みが継続できなくなった場合は、当健康保険組合に辞退届を提出することで中止することができます。